農業委員会の活動や農業・農地に関する情報をお届けします

農委だより（きくがわ）

vol.22
2024 October
発行／菊川市農業委員会

令和6年7月9日㈫、菊川市は株式会社エムスクエア・ラボと「農業DXによる持続可能なきくがわのまちづくりに関する連携協定」を締結しました。

【連携事項】

①スマート農業の推進に関すること
②高収益作物の普及に関すること
③地域農業・地域経済の活性化に関すること
④菊川市産業支援センター「EnGAWA」との連携に関すること
⑤その他、本協定の目的を達するために必要な取り組みに関すること

地域農業の発展による「持続可能な地域農業」の確立を目指していきます！

菊川市の農業は、恵まれた気象条件や交通状況などを背景として、
地域の特性を生かした特色ある農業生産が展開されており、
複数の作物を栽培する複合経営が主体となっています。
特に主幹作物の茶は、県内でも屈指の栽培面積を持ち、
全国的にも茶産地「お茶の菊川」として評価を受け、
おいしい茶づくりに励んでいます。

Kikugawa City

頑張る農業者の紹介

㈲したんだ
代表取締役 赤堀 成彦さん

【経営概要】
経営面積:
お茶16.5ha、
芽キャベツ1ha、
ネギ15a、レモン20a
従業員数:
常時3名、パート3名

Q 農業を始めたきっかけは?

A 小さな頃から手伝いをしながら、両親が農業をやる姿を見てきました。
だんだんと農業に惹かれていき、僕も就農して農業をやりたいと思う
ようになりました。

Q 農業の魅力とは?

A 農作物を作ることは楽しいです。
出来たものを食べてもらって喜んでもらえることが農業の魅力ですかね。

Q 目標はありますか?

A 職を選ぶときに農業が選択肢のひとつになるといいなと思います。
そのためには、安定した収入づくりが大事ですね。

Q 農業を続ける秘訣はありますか?

A 秘訣なんてありませんよ(笑)とにかく楽しいだけです。
それと、休む時はしっかり休んで家族との時間を大切にしています。

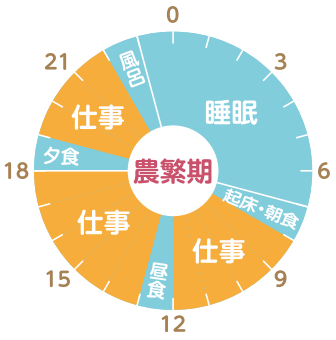

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します。

菊川市の農業発展のために活躍される
農業委員会の皆さんをご紹介します。

【農業委員】
小澤 吉平（西方・堀之内全域）
【推進委員】
高橋 良和（西方・堀之内全域）

【農業委員】
八木 勝彦（加茂全域）
【推進委員】
八木 克典（加茂全域）

【農業委員】
鈴木 達男（内田全域）
【推進委員】
長谷川 正之
（下内田〔稲荷部、高田、段平尾〕、月岡、中内田〔杉森、政所〕）
塚本 佳子
（中内田〔西平尾、東平尾、森、御門〕、平尾）

【農業委員】
黒田 敏明（平川全域）
【推進委員】
縣 義明（平川全域）

【農業委員】
山内 一宏（嶺田全域）
【推進委員】
池本 和彦（嶺田全域）

【農業委員】
松下 均（南町、高橋口、山西、高橋中、原磯部）
曽根 一三（河東西、河東中、東河東、南ニュータウン）
【推進委員】
太田 隆樹（高橋全域）
曽根 秀夫（河東全域）

【農業委員】
川中 達也（横地全域）
【推進委員】
福嶋 保（横地全域）

【農業委員】
堀 三千代（上倉沢、下倉沢、六本松、友田）
雲母 典夫（潮海寺、和田、柳町、吉沢、沢水加、東富田、西富田）
松村 実（市内全域）
【推進委員】
山田 益夫（吉沢、沢水加、和田）
浅井 孝悦（富田、潮海寺、柳）
岩崎 稔（倉沢、友田）

【農業委員】
落合 文夫〈会長〉（打上、上本所）
鈴木 勝（神尾、牛渕、牧之原上、牧之原下）
原田 佳子（下本所、下半済、仲島、小出、島）
【推進委員】
落合 岐良（半済〔下半済自治会の区域を除く〕、本所、朝日、青葉台、仲島）
大林 秀（半済〔下半済自治会の区域〕、小出、神尾）
村松 良一（牛渕、小沢、牧之原）

【農業委員】
森下 雅也（川東、川中、川西、三協、棚草、赤土上、赤土下）
赤堀 直樹〈職務代理〉（丹野、古谷、布引原）
【推進委員】
鈴木 吾朗（川上〔布引原自治会の区域を除く〕）
増田 定之（丹野、古谷、赤土・川上〔布引原自治会の区域〕）
守屋 初男（赤土〔布引原自治会の区域を除く〕、棚草、猿渡、目木）

農業委員会はこんな仕事をしています。

●農業委員

主に農地の売買（農地法3条）や農地転用（同法4・5条）に関することを行います。

●農地利用最適化推進委員

主に利用権設定（農地の賃借）や遊休農地対策を行います。

農地利用最適化業務をしています!
担い手への農地集積・集約化　遊休農地の発生防止・解消など

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、農地の荒廃を防ぐため、今年度も8月に農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となって農地パトロールを行いました。

●目的

①地域の農地利用の確認
②遊休農地（荒廃農地）の実態把握
③違反転用の発生防止・早期発見

利用意向調査にご協力お願いします【11月～12月頃】

農地パトロールの結果に基づき、「遊休農地」と判定された農地の所有者に、今後の農地の利用について意向を確認する調査を実施します。この調査で農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明した場合は、一定の条件を満たす農地に限り、静岡県農業振興公社が借受者との調整を行います。

「山林・原野化している土地」などは、所有者の意向を確認しながら、非農地決定を進めていきます。

利用意向調査票が届いた方は、ご協力をよろしくお願いいたします。

※遊休農地とは･･･現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。

農地の賃借料情報

農業委員会では賃借料の参考になるよう市内農地の賃借料情報を公表しています。双方で話し合いを行い、農業経営にあった適正な賃借料を定めてください。

菊川市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき締結された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

	平均額	最高額	最低額	件数（筆数）
水　　稲	6,100円	10,100円	2,000円	325
露地野菜	7,500円	13,000円	4,800円	40
茶	6,600円	10,000円	2,000円	147

※金額は、四捨五入し100円単位としています。
※なお、売買価格には定めはありません。

●無償・物納の件数

	件数
水　　稲	210
露地野菜	26
茶	207

タブレット操作研修会

菊川市農業委員会では、農業委員会業務の効率化を進めるため、タブレット端末を活用しています。活用には端末操作の習熟が求められるため、令和6年7月12日(金)に操作研修会を開催しました。

どのような業務に活用出来るかというと、農地パトロールが挙げられます。今までは大きく何ページもある地図をもって現地調査を行っていましたが、タブレットに地図のデータが入っているため、手元のタブレットを確認しながらスムーズに現地を回ることが出来るようになり、作業負担の軽減が図れます。

落合文夫会長は「委員たちのタブレットに関する習得度を向上させ、業務の効率化を図っていきたい 。」と話しました。

事務局による運用面のサポートも行いながら、今後さらに農業委員会業務の効率化を図ってまいります。

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法の改正によって、令和7年3月までに「地域計画」の策定が義務付けられました。地元農業者や関係機関で地域の話合いをし、地域計画の策定に向け取り組んでいます。

●地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話合いにより農用地の集積、集約化の方針や10年後に目指すべき農地利用の姿を示した「目標地図」を作成し、地域の将来の農地利用の姿を明確化したものです。

〈目標地図のイメージ〉

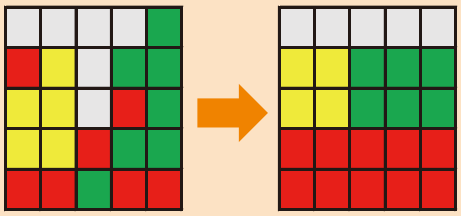

農地の出し手・受け手の意向や、生産性や営農効率の向上を踏まえて地域内の農業を担う者ごとに10年後に目指すべき農地利用の姿を示した地図を目標地図といいます。

●策定までのスケジュール

時　期	内　容	補　足
R5.10～11	地元協議の開催	市内10地区
R6.2.29～	地元協議の結果を公表	市HPにて公表開始、関係機関へ周知
R6.8	計画(案)への意見聴取	関係機関(JA、農委、公社、牧之原畑総)
R7.3までに	計画策定	

農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されます

農地中間管理事業は、農業振興公社が農地を貸借することにより、担い手に農地の集積・集約化を行う国の制度として、平成26年度からスタートしました。

令和5年4月1日に、農地貸借に関する法律が施行され、地域計画策定後は、農業委員会での相対契約が出来なくなり、農地中間管理事業による農地の貸借に一本化されます。

※市町が要請に基づき、農地利用集積計画を作成。その公告を以て利用権が設定される。

菊川市では令和6年11月に地域計画を策定予定であるため、令和6年10月からは、静岡県農業振興公社（農地中間管理機構:以後「公社」という。）が、市町・農協等の協力の下、農地貸借を仲介する農地中間管理事業による農地の貸借に手続きが一本化されます 。

但し、令和7年度以降も利用権・円滑化の貸借期間が残っている場合、契約満了まで、この契約は有効です。契約満了を迎える方には、別途農林課から案内させていただきます。また、農地法3条による貸借制度はそのまま残ります。

農地バンク事業（農地中間管理事業）

平成26年度に始まった法律に基づく農地貸借の仕組みで、公社が農地所有者と担い手の間に入って農地貸借を進めます。

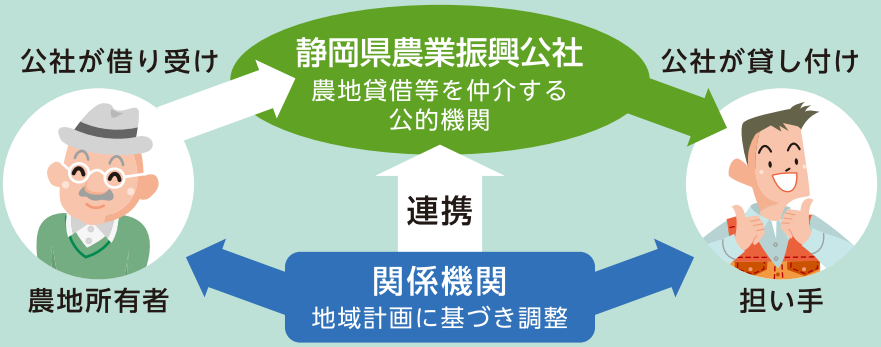

●農地バンク事業の概要

①原則、貸借は10年でお願いしています。契約満了時、農地は確実に農地所有者に戻ってきます。
②賃貸借の場合、毎年12月に公社が担い手から賃借料を徴収し、農地所有者に振り込みます。
③農地所有者・担い手には、賃借料の1%+消費税（最低110円）の手数料をお願いしています。
④契約書類作成は関係機関で行います。内容を確認の上、押印等の協力をお願いします。
⑤農地所有者は、経営移譲年金の受給継続、相続税 納税猶予の適用を受けることができます。

茶生産者のみなさまへ

後継者育成支援事業補助金（菊川市茶生産経営体育成推進協議会事業）

茶生産者自らが行う視察研修や資格取得・イベント出展に補助します。

※千円未満切捨

項目	補助対象経費		補助率（額）	
市外イベント出展	イベント出展全体経費		1/2以内（上限50,000円）	
		うち宿泊費 （イベントが2日間以上又は帰省困難な場合）	5人以内	1/2以内 （上限5,000円/1人）
市外イベント出展・視察	自動車借上代（燃料費・有料道路代含む）		1/2以内（上限30,000円/団体）	
	公共交通機関利用代		1/2以内（上限5,000円 /1人）	
先進事例視察	視察先への謝礼		上限5,000円/1か所	
研修会参加	研修会参加費用		1/3以内（上限3,000円）	
研修会主催	講師料	下記以外	上限30,000円/講師1人	
		若手茶生産者（概ね45歳以下）が組織する任意団体	全額	
資格取得受験費用	・日本茶インストラクター認定試験 ・日本茶アドバイザー認定試験 ・静岡県茶手揉保存会標準揉み資格試験		1/3以内（上限5,000円）	

補助金の活用事例を紹介します

イベントへの出展で販路拡大

【ヤマキ鈴木製茶】

栽培品目：お茶
経営面積：13 ha
対象経費：
市外イベント出展
（東京、長野などでイベント出展）

鈴木 陽子さん

@YAMAKIOCHA

Q 補助金はどのようなことに使いましたか?

A 出展料、移動する際の高速料金、駐車場料金、ガソリン代、宿泊費などに使用しました。

Q 補助金の良かったところを教えてください!

A 市外イベント出展は、通常の人件費に加え、上記のような経費もかかります。
補助金は、基本的に半額は補助されるため経費を抑えることが出来るので、ありがたいです。
イベント出展することでお客さんの声が直接聞けたり、リピーターが増え販路拡大に繋がります。

Q これからの目標を教えてください!

A これからもイベントで PR などをし、当社の製品を知ってもらいたいです。
買ってもらうためには、まずは皆様に知ってもらわないと始まらないです。
たくさん飲んでもらうために、これからも広めていきます。
茶業協会からのイベント情報を活用し、菊川茶のPRにも貢献していきたいです!

農業者年金で
老後の生活を安心サポート

国が支える　安心が大きくなる
担い手積立年金
［愛称］

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

農業者なら広く加入できます

- 年間60日以上の農業従事者
- 国民年金の第1号被保険者
- 20歳以上60歳未満の方

農業者年金のメリット

- 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります。
- 税制面で大きな優遇があります。

お知らせ　農業者年金個別相談会を行います

農業者年金は、一定の要件を満たす人には社会保険料控除などの優遇措置があります。
新規加入や加入条件変更について個別に相談できますので、ご利用ください。

- 日時　令和7年1月29日(水) 午前10時30分～午後2時30分
- 場所　菊川市小笠支所
- 申込方法　事前に農業委員会へ電話でお申し込みください
- 問い合わせ・申込先　農林課農地利用係(農業委員会事務局) ☎0537-35-0938

全国農業新聞を購読しませんか？

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
★毎週金曜日発行
★購読料1カ月700円
★どこでも読める電子版も配信中

購読の申し込み先　農業委員会事務局　☎0537-35-0938

【発行・編集】菊川市農業委員会
☎0537-35-0938